

## 岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用促進を図るため、事業者が太陽光発電設備等を導入するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる補助対象設備とし、その種類に応じ、当該各号に定める条件を全て満たすものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。

(2) 産業用蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- オ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- カ 定置用であること。
- キ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ク 4,800Ah・セル以上であり、補助対象設備を設置する住所の属する地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

(3) 家庭用蓄電池

- ア 商用化され、導入実績があるものであること。
- イ 中古設備ではないこと。
- ウ リース設備ではないこと。
- エ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- オ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- カ 定置用であること。
- キ (1)で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ク 4,800Ah・セル未満であり、国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が実施する令和4年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていること。

### (補助対象事業等)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象設備を設置する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）はエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果がある補助対象設備の購入及び設置に係る費用であつて別表に定める経費をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設への補助対象設備を設置する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業にかかる接客業務受託営業を行う施設
- (2) 宗教的活動又は政治的活動を行うことを設置目的とする施設
- (3) その他公的資金の交付先として社会通念上不適切であると認められる活動を行う施設

### (補助事業者)

第4条 知事は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する。

- (1) 県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に補助対象設備を設置する者であること。
- (2) 補助対象設備を設置する建物及び土地を自ら所有している者であること。ただし、知事が別に定める場合はこの限りではない。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに規定する接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項(専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)を遵守できる者であること。
- (6) 発電した電力量の50パーセント以上を、申請した事務所又は事業所において自ら消費する者であること。
- (7) 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (9) 補助対象設備について、国又は地方自治体から他の補助等を受けて事業を実施する者でないこと。
- (10) 県税を滞納していない者であること。

(欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備の種類に応じ、当該各号に定めるところにより求められる額とする。

- (1) 太陽光発電設備
  - ア 5万円と1kW当たりの実支出額(税抜き)とを比較して少ない方の額に最大出力(kW表示の小数点以下切捨て)を乗じた額(千円未満切捨て)
  - イ 乗じることのできる最大出力の上限は、30kW(第2条第2号の産業用蓄電池又は同条第3号の家庭用蓄電池を同時に設置する場合は、60kW)とする。

(2) 産業用蓄電池

ア 6.3 万円と 1 kWh 当たりの実支出額（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額とを比較して少ない方の額に蓄電池容量（kWh 表示の小数点以下 2 桁以下切捨て）を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

イ 乗じることのできる蓄電池容量の上限は、20kWh とする。

(3) 家庭用蓄電池

ア 5.1 万円と 1 kWh 当たりの実支出額（工事費込み・税抜き）の 3 分の 1 の額とを比較して少ない方の額に蓄電池容量（kWh 表示の小数点以下 2 桁以下切捨て）を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

イ 乗じることのできる蓄電池容量の上限は、20kWh とする。

（交付制限）

第 7 条 同一の補助事業者が、本補助金の交付を受けることができる回数は、1 回とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金交付申請書の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第 1 号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別途定める。

（補助金の交付の条件）

第 9 条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 環境省が所管する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号制定。第 6 号において「国要綱」という。）に規定する交付要件等を満たす事業を行うこと。
- (2) 補助金の交付の決定後に補助金の額の変更（補助金の額の 20 パーセント未満を減額する場合除く。）が生じる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助対象事業の実施に当たり売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (6) 補助対象事業の実施については、この要綱のほか、関係法令及び関係通知並びに国要綱に定めるところによること。

2 前項第 1 号及び第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第 1 号の承認 事業内容等変更承認申請書（別記第 2 号様式）

(2) 前項第 2 号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 8 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請の取下げができる期間の終期は、補助金の交付の決定の日から 10 日を経過する日とする。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、規則第 11 条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（別記第 4 号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から 15 日を経過する日又は当該補助対象事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

- 2 完了実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。  
(補助金の交付時期等)

第13条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより別記第6号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の再確定)

第14条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、当該経費を減額して作成した完了実績報告書を第12条第1項及び第2項の規定に準じて提出するものとする。

(暴力団の排除)

第15条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第5条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第5条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還等)

第16条 規則第18条第1項及び第2項に規定する期限は、補助金の返還の命令がなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、規則第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、補助金の返還の命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

(自家消費割合の報告)

第17条 補助事業者は、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合報告書(別記第7号様式)を提出しなければならない。

- 2 自家消費割合報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

(財産処分)

第18条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具並びに備品その他の重要な財産とする。

(指示等)

第19条 知事は、補助事業者に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第20条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、取得財産等について第18条第1項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、当該取得財産に関する関係書類を保存しなければならない。

(書類の提出部数等)

第21条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、別途知事が定める。

附 則 この要綱は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和 4 年度分の予算（3 月補正）に係る補助金から適用する。

附 則 この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料（設備本体を含む）の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。